

重要文化財中村家住宅管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、重要文化財中村家住宅の適正な管理のために必要な事項を定める。

(臨時開館)

第2条 重要文化財中村家住宅条例(平成17年浜松市条例第251号)第5条ただし書に基づく臨時開館は、次に掲げる場合とする。

- (1) 幼稚園の園児、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれに準じる者が教育課程に基づく教育活動として観覧する場合
- (2) 保育所の児童が、保育に基づき観覧する場合

(様式)

第3条 前条の規定に関する様式は、第1号様式とし、重要文化財中村家住宅条例施行規則(平成18年浜松市規則第123号)第2条第2項に関する様式は、第2号様式とする。

(細則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

第1号様式

重要文化財中村家住宅臨時開館申請書

年 月 日

浜松市長

住 所
(所在地)

申請者

氏 名
(名称及び代表者)

電 話

重要文化財中村家住宅の臨時開館について、下記のとおり申請します。

記

1 観覧日時 月 日() 時 分から 時 分まで

2 観覧人数 人

3 申請理由

第2号様式

重要文化財中村家住宅観覧料減免申請書

年 月 日

浜松市長

住 所
(所在地)

申請者

氏 名
(名称及び代表者)

電 話

重要文化財中村家住宅の観覧料について、下記のとおり減免申請します。

記

1 観覧月日 年 月 日()

2 観覧人数 人

3 申請理由

4 観覧料 免除 ・ 減額